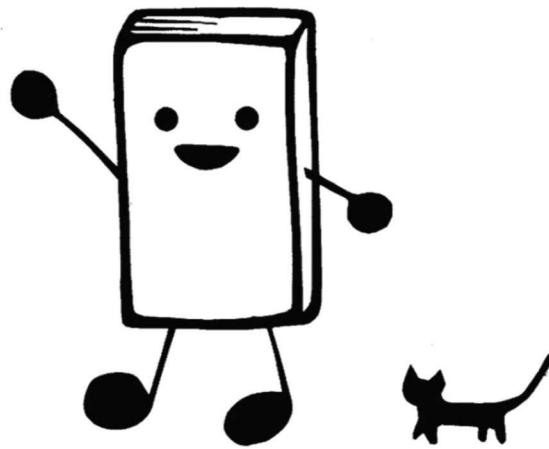


第 2 次

むかわ町子どもの読書活動推進計画



令和 5 年 3 月

むかわ町教育委員会

目 次

第1章	計画策定の趣旨と位置付け	・・・	1
1	計画策定の趣旨	・・・	1
2	計画の位置付け	・・・	1
3	計画の対象	・・・	1
4	計画の期間	・・・	1
第2章	計画の目標と推進方針	・・・	2
1	計画の目標	・・・	2
2	計画の推進方針	・・・	2
第3章	計画推進のための取組	・・・	3
1	家庭における子どもの読書活動の推進	・・・	3
2	図書館（室）における子どもの読書活動の推進	・・・	4
3	学校等における子どもの読書活動の推進	・・・	7
4	関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進	・・・	9
資 料	実施体型及び活動実績	・・・	11
参考資料	子どもの読書活動の推進に関する法律	・・・	12
	「むかわ子ども宣言」	・・・	14

第1章 計画策定の趣旨と位置付け

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。読書は、子ども達の読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることの助けになります。

近年、スマートフォンやパソコンをはじめとする情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）の進展と発達・普及がめざましく、ICT機器を利用した新しい形の読書も普及しているところですが、ゲームやインターネット、SNS（Social Networking Service）を利用する時間が増加するなど、環境の変化による子どもの読書離れが指摘されており、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大により図書館（室）や学校図書館の利用制限、新しい生活様式の確立などにより、子どもの読書環境が急激に変化する中、国においては、GIGAスクール構想により、児童生徒の1人1台端末のICT環境を活用した学校図書館の積極的な活用や、公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携の推進など地方自治体が必要な施策を講ずることとなりました。

子どもの健やかな成長のため、家庭、学校、地域をはじめとした社会全体で子どもの読書活動を推進していくことが求められています。

このたび、むかわ町において、平成28年度に策定した「むかわ子ども宣言」の「夢のある明るい未来を拓くため」に欠くことのできない取り組み、子どもの読書活動の一層の推進を図ることを目的に、第2次「むかわ町子どもの読書活動推進計画」を策定することといたしました。

2 計画の位置付け

この計画は、国の法律及び北海道の活動推進計画を踏まえて、本町における読書活動推進に関する目標（基本理念）や取り組むべき施策の方向性を示す計画として策定するものです。

3 計画の対象

この計画は、子ども（おおむね18歳まで）及び子どもの読書に関わる全ての町民を対象とします。

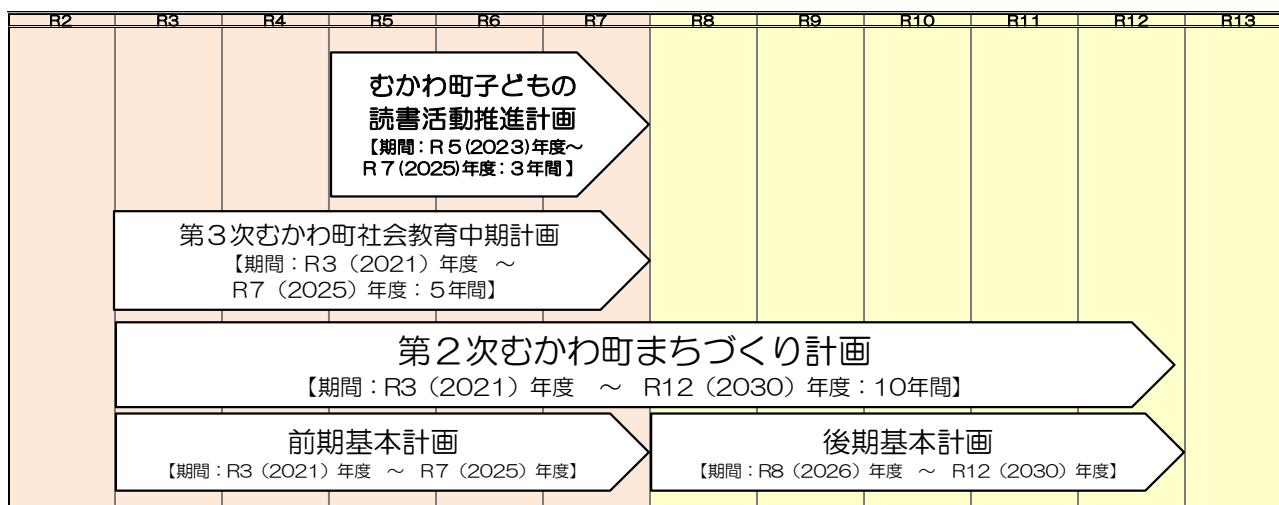
4 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする3年間の計画とします。

また、第2次むかわ町まちづくり計画（前期基本計画）が令和7年度まで、第3次むかわ町社会教育中期計画が令和7年度までの各計画における教育の分野に関して策定する個別計画として位置づけます。

◎計画の期間（関係資料）

◎ 計画の期間（関係資料）



第2章 計画の目標と推進方針

1 計画の目標

子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、次のような目標を掲げ、社会全体で子どもの読書活動を進めるために取り組んでいきます。

目標：むかわ町の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図る。

2 計画の推進方針

計画の目標を実現するため、推進方針を次のとおり定めます。

- ① 家庭における子どもの読書活動の推進
- ② 図書館（室）における子どもの読書活動の推進
- ③ 学校等における子どもの読書活動の推進
- ④ 関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進

第3章 計画推進のための取組

1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、乳幼児期から家族との触れ合いを通して、子どもが基本的な生活習慣や人に対する信頼感などを学んでいく場です。

家庭における読み聞かせなどの読書活動を通して、子どものうちから読書習慣を身に付けることも重要です。

家庭において、日常の生活を通して、読書が生活の一部として継続的に行われるよう子どもの読書活動推進のための環境づくりに努めていきます。

① 現状

町で実施している「ブックスタート事業」や「家読（うちどく）事業」等は、家庭や地域での読書活動の端緒となるよう期待されています。また、就学時検診時に開設している「ハッピー子育て塾」は、望ましい家庭生活や学習習慣についての保護者向け講座として位置づけています。

また、地域における読み聞かせボランティアの活動では、絵本等の読み聞かせのほか、四季の館や穂別町民センター等を会場に親子で楽しめる紙芝居や人形劇などを行い、本や読書活動へ興味や関心を持たせるための活動を行っています。

<具体的な取り組みの内容>

No	主な取組	取組内容
1	ブックスタート事業	赤ちゃんが人生で初めて本に接する大切な機会と位置付け、乳幼児健診を活用して絵本を配布します。 具体的には、4カ月健診時にお母さんや保護者の方に希望する絵本を選択していただき、7カ月健診時にお渡しします。 また、単に絵本を配布するだけではなく、健診会場にて司書や読み聞かせボランティアが絵本の紹介や読み聞かせを行っており、乳幼児のいる家庭への読書推進のきっかけづくりの場となっています。
2	家読（うちどく）事業	小中学生を対象にしています。図書館(室)から借りた本をもとに読んだ本の感想や思いを整理して「うちどくノート」に記録するとともに、保護者が記入する欄も設けることで、単に読書量を増加させるのではなく、読書や読み聞かせによる家族のコミュニケーションの促進も目的にしています。

3	ハッピー子育て塾	<p>就学時健診に保護者向け子育て講座として実施しています。</p> <p>家庭及び地域の教育力の低下が指摘されている中、家庭教育や子育て支援、相談体制についての情報提供を行うとともに、情報メディアの上手な使い方や家庭での読書や読み聞かせの重要性についての理解を求める機会となっています。</p>
4	子ども読書ウィーク	<p>図書館（室）では、家庭や地域における読書活動支援と施設の利用促進を目的に年間4回程度「子ども読書ウィーク」を設定しています。期間中、子どもたちが本を借りると町で実施しているポイントラリー「むかわきっずポイントラリー」のポイントが付与されます。</p> <p>※「むかわきっずポイントラリー」は、小学生を対象。 むかわこみゅ事業、博物館事業、図書館事業、その他の社会教育事業等に参加する毎に1ポイントを付与し、20ポイントで「がんばり賞」として図書カードを贈呈します。</p>

② 課題

情報メディアの功罪や読書習慣と子どもの発達との関係等について、保護者向けに広報する機会が限られています。今後は、どのようにして保護者に対して読書活動への理解を得ていくのか、その機会と方法づくりが求められています。

また、乳幼児期については、読書活動に初めて接する貴重な機会と捉えて、関係団体等とも協力しながら、家族や周囲との心の交流を大切にした取り組みの推進が重要です。

2 図書館（室）における子どもの読書活動の推進

図書館（室）は、幼児から高齢者まで町民の誰もがいつでも自由に利用できる生涯学習の中核として設置された情報サービス施設です。

また、子どもが学校以外で多くの本と出会える場所であり、自分の読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所であり、自ら調べ知識・情報を得ることで自分の考えを持つことができる学びの場となっています。

① 現状

本町には、それぞれの地区に1館（室）ずつ設置されています。

図書館（室）の設置状況				
地区	施設	設置	運営	備考
鷗川地区	まなびらんど図書室	町	指定管理者	「四季の館」内に設置
穂別地区	町立穂別図書館	町	町	図書館法に基づく施設

施設	人口		登録者数		蔵書数		人口当たり蔵書数	
	地区別	子ども(0~15歳)	総登録者	子ども	総蔵書数	うち児童書	人口1人当たり	子ども1人当たり
まなびらんど図書室	5,202人	529人	2,080人	156人	39,384冊	13,344冊	7.5冊	25.2冊
町立穂別図書館	2,330人	216人	236人	69人	27,083冊	10,143冊	11.6冊	46.9冊

※ 各数値は、令和3年度末の数値。

両館（室）ともに利用者に寄り添い、そのニーズや要望に添った図書整備を行うとともに、館内には児童書コーナーを設けて子どもたちにとって利用しやすい環境を整備しています。こうしたコーナーには、発達段階に応じた各種絵本や図鑑、児童書のほか、木のおもちゃや布の絵本等も配置しており、未満児や幼児でも図書館（室）が楽しく感じられるよう工夫しています。

また、本町で発掘された日本の竜の神 カムイサウルス・ジャポニクス（通称 むかわ竜）を中心とする恐竜コーナーを設け、様々な恐竜や化石の蔵書を充実させることで、世界に誇れる本町の遺産を知り、地元から「恐竜博士」が誕生するような取り組みも特徴的です。

両館（室）には、図書館司書が配属されています。子どもの成長に応じて様々な本の紹介や、読書活動についての相談の場にもなっており、家庭や学校での読書活動を支援する体制を整えています。

さらに、穂別図書館では、図書館から遠い地域の方々の読書機会を維持するため、移動図書館や宅配により本を届ける取り組みも行っています。

<具体的な取り組みの内容>

No	主な取組	取組内容
1	レファレンスサービスでのバックアップ	司書教諭、学校司書で対応が難しい分野のレファレンスサービスなど、資料の調べ方の紹介や図書館の活用の仕方について、バックアップしていきます。
2	資料貸出サービス	児童図書の充実に努めるとともに、他の公立図書館との間での相互貸借制度の活用により、利用者のニーズに応えていきます。
3	各種イベントの開催 【拡充】	講演会や研修会、読書活動普及のためのイベント、 書評合戦（ビブリオバトル） など、子どもだけでなく保護者に対して読書への理解や関心を高める取組を行います。
4	学級文庫の実施	図書館から学校の各学級に一括で貸出を行います。学校外から定期的に本を入れ替えることで、朝読書などに活用出来る本の多様性を確保します。

5	「読み聞かせ」や「おはなし会」の実施	幼児期から小学生までの子供や保護者を対象に、読み聞かせボランティアが、読み聞かせやおはなし会等を実施しています。今後も継続して活動できるように、イベント開催や施設の提供などで協力していきます。
6	<u>読書感想文コンクール</u> <u>【追加】</u>	<u>夏休み期間を活用し、町内の児童・生徒に読書の楽しさへの気づきの機会を提供するとともに、読書感想文作成を通じ、読解力・想像力・表現力等の豊かな情操を育むことを目的とする。</u>
7	<u>電子図書館の導入</u> <u>【新規】</u>	<u>公立図書館では、利用者の利便性や図書館の運営やサービスの効率化の観点から、電子書籍の導入を進めることが望まれている。将来的には、印刷資料と電子資料の両方を統合して利用できるハイブリッド図書館を目指すことを視野に入れた電子図書館の導入を調査研究していきます。</u>

※ レファレンスサービスとは、利用者からの質問・相談を受けて、調査・研究のために必要な資料の紹介や、資料を探すための手伝いをすることです。

② 課題

図書館（室）は教育機関として位置付けられ、地域に根ざした知の拠点として、すべての町民の生涯にわたる自己教育に資する役割を担っています。今後も長期的な視野に立った蔵書の整備と専門職員の継続的な配置・育成が必要です。

あわせて、本町は面積が広く、自分たちで来館（室）できるのは市街地に住む子どもに限られる傾向があります。こうした状況もあり、むかわ町教育委員会が実施した「児童生徒の生活実態アンケート調査」では、家庭で十分な読書時間を確保できていない小中学生も散見されることから、どこに住んでいても本に親しめる環境を整備し、読書機会の均等化を図るため、移動図書館による貸し出しや学校との連携を進める必要があります。

また、穂別図書館については、閲覧や展示、絵本のスペースなどが不足しており、老朽化に伴う課題が生じています。安全で利用しやすい施設の整備が求められます。

子どもたちにとって、図書館（室）は本や人との出会いの場であり、読書を通して多様な文化や価値観に触れられる育ちの場です。今後も図書館法の理念と地域事情に沿い、障がいや病気を抱える子どもの読書にも十分配慮しながら、利用の推進を図っていく必要があります。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

認定こども園や保育所等においては、教育・保育要領や保育所保育指針等に基づき、引き続き、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保していきます。

国においては、平成19年6月に改正された学校教育法の中に「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が盛り込まれ、さらに、平成29年、平成30年に公示された学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実することとされています。

小学校や中学校においては、朝読書の推進や各教科における調べ学習の充実等を進め、必要に応じて学校図書館の利用を促していきます。

学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であるとともに、読書指導の場としての機能も備えています。引き続き、児童生徒の様々な興味・関心に応えることができる学校図書館資料の整備・充実に努めていきます。

日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくためには、司書教諭や学校司書のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要です。

平成26年には、学校図書館法が改正され、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書が法制化され、配置に努めることが定められました。

(1) 学校における推進

子どもたちが一日の大半の時間を過ごす学校では、授業だけではなく、朝の時間帯や放課後等の時間を活用して読書活動を推進しています。

特に学校図書館は、児童・生徒の自由な読書活動や情報収集の場、子どもたちにとっての「情報センター」としての役割を担っています。ここでは、発達段階に応じた読書指導を行い、本の魅力、読書への意欲を喚起する大切な場となっています。

① 現状

各小中学校に設置された図書室では、児童や教諭の意向を踏まえて適宜図書を更新を行っています。平成22年度には、本町出身の鈴木章北海道大学名誉教授がノーベル化学賞を受賞されたのを記念して各校に「鈴木章文庫」を配置しています。

各校の蔵書数		
学校	蔵書数（令和3年度末）	学校図書館図書標準の達成状況
鷗川中央小学校	2,870	48%
宮戸小学校	4,324	123%
穂別小学校	7,453	147%
小計	14,647	100%
鷗川中学校	7,549	139%
穂別中学校	6,861	126%
小計	14,410	132%
合計	29,057	114%

※ 蔵書数については、学校図書館の蔵書に限らず、町の図書館（室）からの団体借り入れ等により、不足することのないよう、子どもたちがより多くの図書に触れることのできる機会を提供しています。

<具体的な取り組みの内容>

No	主な取組	取組内容
1	朝読書	朝読書は、一日を落ち着いてスムーズに開始できるよう、また読書の習慣化を目的として、登校後の5分～10分間を活用して実施しています。選書はできるだけ子どもたち自身で行うようにさせるなど、意欲的に読書活動に取り組むようにしています。
2	読み聞かせ	小学校では、地域の読み聞かせボランティアが定期的に読み聞かせを行っています。読み聞かせボランティアが学年に応じた図書を選書し、朝読書の時間等を活用しながら読み聞かせを実施しています。担任の先生ではなく、地域のボランティアによる読み聞かせは、子どもたちにとって新鮮であり、本や物語への関心を高めるだけでなく、集中力や語彙力習得の機会として期待されています。
3	学校図書館・学級文庫の充実	学校図書館や町の図書館(室)の蔵書数には限りがあります。できるだけ多くの図書に触れる機会を提供することが子どもたちの興味や関心、見識を広めるきっかけとなります。このため、北海道立図書館蔵書の小学校への巡回移動や町立図書館による移動図書館、学級文庫への団体貸し出しを行っています。

(2) 認定こども園における推進

両地区にそれぞれ1箇所ずつ設置されている認定こども園は、子どもたちが初めて集団生活を送る場であり、集団で読書活動を経験する機会を提供しています。先生による読み聞かせが中心的な読書活動となりますが、好きな本を手にとって様々なおはなしに触れ、創造の翼を広げられるよう、年齢に適した方法で読書活動を推進しています。

町の図書室から距離のある鶴川地区の「ひかり認定こども園」では、園内の蔵書を整備し、園児が自由に絵本を手にとれる環境を整えるとともに家庭への貸し出しも行っています。図書館に隣接する穂別地区の「さくら認定こども園」では、日々の散歩の途中で図書館に立ち寄り、自ら読みたい絵本を借りるなど、身近な図書館に親しむ取り組みを行っています。

このほかにも、保護者向けに絵本の紹介や斡旋を行うなど、家庭での読書活動を支援しています。

今後もこれらの取り組みを継続して行い、子どもたちが絵本や様々な読書活動に関心を持てるよう勧奨していきます。

4 関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進

(1) 関係機関の連携と協力

読書活動の中心となる学校図書館は、学校長の指導のもと、司書教諭を中心に、学校司書、児童生徒、読書ボランティアなど多くの人の協力があって運営されています。

子どもの読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ学ぶことを教える大人の存在が大変重要です。本の世界への案内役となる司書教諭や学校司書、読書ボランティアなどが協力することで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となります。

図書館(図書室)が学校図書館の環境整備や活用等についての助言指導を行うことで、学校図書館の充実が図られていきます。

子どもの読書活動の推進に取り組むボランティア団体との連携を進め、子どもの主体的な読書活動を効果的、効率的に支援することで、豊かな心の育成と学力向上に向け、取り組んでいきます。

地域は、子どもが様々な地域活動や生活体験を通じ、より多くの気づきを得て成長する場となっています。子どもの読書活動の推進には、地域の学校、図書館など関係機関、さらには、放課後子どもセンター関係者、読み聞かせボランティアなどの関係者が連携・協力した取組が行われることが重要です。

引き続き、関係機関、地域のボランティアの皆さんとの連携し、子どもに本の楽しさや魅力を伝え、また大人も子どもと一緒に読書を楽しめる取組を推進していきます。

(2) 広報・啓発等

子どもたちやその保護者に対し、図書の紹介や読書相談、どこへ行ったらどんな図書事業や読書活動が行われているのか、わかりやすくお知らせするとともに、子育て世代に対しては、子どもの発達と読書、読み聞かせの効果について継続的に啓発していくことが大切です。

現状では、各機関ごとにチラシやお便りを製作・配布していますが、一目で網羅できる周知の方法について検討をすすめます。

また、いっそう多様化する情報メディアと読書活動との共存の方法や脳と心の発達に及ぼす読書の効果についての啓発活動も町の事業等を通じて継続していく必要があります。

<具体的な取り組みの内容>

No	主な取組	取組内容
1	学校図書館の利用指導及び活用	学校の教育活動全般において、計画的に学校図書館を利用するなど、子どもの探求的な学習のニーズに対応した利用について、図っていきます。
2	図書館関係者の連携	司書教諭は、自校の全体計画案等を作成し、各教科や総合的な学習の時間での学校図書館の利用や図書資料の選書・集書の方針等について、調整を図ります。

		学校司書は、図書資料の選書・集書について専門的な立場から積極的に関わっていくほか、児童生徒が豊かな人間性を育めるよう魅力ある学校図書館の運営を行います。
3	司書教諭・学校司書研修の充実	学校図書館に求められる役割が増していることから、司書教諭や学校司書の資質向上に向けた教職員研修の充実を図っていきます。
4	図書館司書体験等の受入れ	図書館の司書業務を実際に体験し、読書環境の整備と図書館サービスの基本を学ぶなど、司書業務への興味・関心を高めていきます。
5	広報・啓発活動	町の広報誌や情報端末・アプリを活用した新書の紹介や図書館（室）の開閉及び休館のなどの情報を町民にわかりやすく周知いたします。

5 おわりに

子どもの読書活動について考えるとき、どんな本を、どんな場所で、誰と読むのか、町民みんなが自分や家族の問題として捉え、推進していくことが大切です。

文化の創造は読書活動から生まれます。むかわ町が文化の薫り高い町として発展するよう、また、未来を担うむかわの子どもたちの心が豊かに育つよう、これからも子どもの過ごす環境の中に多くの良質な本があり、様々な読書活動が町内のあらゆる場所で行われる町でありたいと願い、子どもの読書活動の取り組みを進めていきます。

【参考資料】

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

むかわ^こ子ども^{せんげん}宣言

わたしたちは、^{うつく}美しい^{しぜん}自然に^{めぐ}恵まれた、
むかわの^こ子どもです

^{ゆめ}夢のある^{あか}明るい^{みらい}未来を^{ひら}拓くため、ここに
^{せんげん}宣言します

- ^{えがお}笑顔で^{げんき}元気にあいさつします
- ^{けんこう}健康な^{こころ}心とからだをつくります
- ^{なかま}仲間を^{おも}思いやり^{いのち}命を^{たいせつ}大切にします
- ^{こころ}あきらめない^{まな}心で^{ちょうせん}学び挑戦します
- ^{さと}ふる^{ゆた}里の^{しぜん}豊かな^{まも}自然を^{つた}守り伝えます

(平成29年3月27日制定)

第2次むかわ町子どもの読書活動推進計画

○むかわ町教育委員会

《本 庁：生涯学習課 社会教育グループ》

〒054-0866 勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地

電 話 0145-42-2484

ファックス 0145-42-4994

《穂別総合支所：教育振興室（穂別図書館）》

〒054-0211 勇払郡むかわ町穂別2番地1

電 話 0145-45-2113

ファックス 0145-45-3048

実施体系及び活動実績

No.	実施場所等	施策	内容	実施機関(者)	実施区分		実績					
					第2次	第1次	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	
1	家庭	ブックスタート	乳幼児検診時に絵本配布	図書館、読み聞かせの会、健康福祉課	継続	継続	5回実施	5回実施	4回実施	5回実施	5回実施	
2		うちどくノート	読書への取り組みと親子コミュニケーションの促進	図書館(室)	継続	継続	実施	実施	実施	実施	実施	
3		ハッピー子育て塾	就学時健診時に読書活動について啓発	教育委員会	継続	拡充	実施	実施	実施	実施	実施	
4		子ども読書ウィーク	読書勸奨と図書館(室)利用の促進	図書館(室)	継続	継続	4回実施	3回実施	4回実施	4回実施	2回実施	
5		人形劇、紙芝居、読み聞かせ等	物語の魅力を伝え、読書へ繋げる活動	読み聞かせの会等	継続	継続	コロナ流行により中止	コロナ流行により中止	コロナ流行により中止	実施	実施	
6		読み聞かせボランティア	ボランティアによる絵本の読み聞かせ	読み聞かせボランティア	継続	継続	コロナ流行により中止	コロナ流行により中止	コロナ流行により中止	実施	実施	
7	図書館(室)	蔵書の充実	視聴覚資料、新聞等も含めた蔵書整備	図書館(室)	継続	拡充	3/31確定	1,371冊受入	1,112冊受入	1,356冊受入	1,389冊受入	
8		レファレンス	司書による調べ方等の援助	図書館(室)	継続	継続	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	
9		ブックトーク	司書による図書紹介、読み聞かせの実施	図書館(室)	継続	継続	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	
10		うちどくコーナー	家庭における読書活動普及	図書館(室)	継続	継続	実施	実施	実施	実施	実施	
11		図書館講座	朗読講座やビブリオバトル(拡充)等の実施	図書館(室)	拡充	継続	朗読講座3/29実施	朗読講座コロナ流行により中止	朗読講座10/24実施	朗読講座3/31実施	朗読講座10/20実施	
12		図書館だより	図書館講座や新着図書の紹介	図書館(室)	継続	継続	毎月発行	毎月発行	毎月発行	毎月発行	毎月発行	
13		各種イベント	図書館まつりや工作教室等による図書館利用の促進	図書館(室)	継続	継続	3回実施	8回実施	9回実施	11回実施	5回実施	
14		資料展示	蔵書の紹介や読書活動の促進	図書館(室)	継続	継続	毎月展示	毎月展示	毎月展示	毎月展示	毎月展示	
15		学校等への協力	授業等への図書の貸し出し、WiFi支援	図書館(室)	継続	継続	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	
16		団体貸し出し(移動図書)	学級文庫等への団体貸し出し	図書館(室)	継続	継続	各学級毎月20冊程度	各学級毎月20冊程度	各学級毎月20冊程度	各学級毎月20冊程度	各学級毎月20冊程度	
17		パリアリ-資料の製作	拡大図書や布の絵本等の製作	図書館	継続	継続	所蔵	所蔵	所蔵	所蔵	所蔵	
18		移動図書館	地域や学校へ出向いて貸し出し	図書館	継続	拡充	毎月5力所巡回	毎月5力所巡回	毎月5力所巡回	毎月5力所巡回	毎月5力所巡回	
19		専門職員の配置・充実	児童書の専門性を有する司書の継続的な配置や育成	図書館(室)	継続	拡充	配置済	配置済	配置済	配置済	配置済	
20		電子図書館の導入	図書館・学校と連携した電子図書活用に向けた調査研究	図書館	新規	-	-	-	-	-	-	
21		関係機関との連携	図書館・図書室間の協力や関係機関との連携	図書館(室)	継続	拡充	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	
22		学校	蔵書の充実	発達段階に応じた良質な図書の整備	学校	継続	拡充	実施	実施	実施	実施	実施
23			朝読書	読書の習慣化	学校	継続	継続	実施	実施	実施	実施	実施
24			読み聞かせ	読書への興味・関心、習慣化	学校、読み聞かせの会	継続	継続	実施(穂別地区のみ実施)	実施(穂別地区のみ実施、3学期コロナ中止)	実施(穂別地区のみ実施、3学期コロナ中止)	実施	実施
25			町の図書館(室)との連携	町立図書館(室)蔵書の活用	学校、図書館(室)	継続	継続	学級文庫	学級文庫	学級文庫	学級文庫	学級文庫
26			読書活動の推進	読書指導の充実や学校司書等の配置検討	学校、教育委員会	継続	継続	図書館司書と学校司書との連携実施	図書館司書と学校司書との連携実施	図書館司書と学校司書との連携実施	図書館司書と学校司書との連携実施	図書館司書と学校司書との連携実施
27		認定こども園	読み聞かせ	読み聞かせの実施	認定こども園	継続	継続	随時各教室により実施	随時各教室により実施	随時各教室により実施	随時各教室により実施	随時各教室により実施
28	図書利用の促進		園内や図書館の蔵書に触れる機会を設ける	認定こども園	継続	継続	ひかり(コロナ流行により中止)、さくら(図書館毎月1回利用)	ひかり(コロナ流行により中止)、さくら(図書館毎月1回利用)	ひかり(コロナ流行により中止)、さくら(図書館毎月1回利用)	ひかり(園文庫)、さくら(図書館毎月1回利用)	ひかり(園文庫)、さくら(図書館毎月1回利用)	
29	その他	読み聞かせ	療育活動の一環として読み聞かせ実施	子ども発達支援センター(鶴川たんぼ、穂別きらり)	継続	継続	随時個別による実施	随時個別による実施	随時個別による実施	随時個別による実施	随時個別による実施	
30			放課後子どもセンターにて実施	放課後子どもセンター、放課後子ども教室	継続	継続	コロナ流行により中止	コロナ流行により中止	コロナ流行により中止	随時実施(穂別地区実施)	随時実施(穂別地区実施)	
31		読書感想文コンクール	学校と連携して読書感想文コンクールの実施	教育委員会	追加	-	-	-	-	-	-	
32	連携・協力	読書活動推進のための関係機関の連携	子どもの読書に関わる全ての機関・団体	継続	拡充	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施		
33	各団体等への支援	読み聞かせボランティアへの支援	教委委員会	継続	拡充	実施	実施	実施	実施	実施		